

# 教育・保育提供区域の 設定について

津市健康福祉部こども家庭課

平成26年2月20日



## 1 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けており、その中で、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、区域（教育・保育提供区域）を定めることとしている。

## 2 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

教育・保育提供区域ごとに、次の事項を定める。

- (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容及び実施時期
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

## 3 行政区・中学校区別の未就学児童数及び教育・保育施設の利用状況

行政区(本庁・支所区域)・中学校区別の未就学児童数及び教育・保育施設の利用状況は、下表のとおりである。

行政区(本庁・支所区域)ならびに中学校区の未就学児童数及び教育・保育施設の利用状況

地域	中学校区	地区別人口	未就学児童数	施設数	利用数	内訳					
						保育所			幼稚園		
						施設数	定員	利用数	施設数	定員	利用数
津地域	橋北	22,562	1,594	8	762	4	310	373	4	600	389
	東橋内	8,308	323	4	143	3	135	128	1	60	15
	西橋内	16,939	823	9	995	5	545	552	4	720	443
	橋南	22,335	1,133	10	864	7	790	760	3	480	104
	南郊	20,278	1,110	7	617	5	540	533	2	360	84
	西郊	21,263	757	6	713	3	300	334	3	570	379
	一身田	26,024	1,332	9	895	6	590	607	3	580	288
	豊里	12,398	587	4	367	1	100	111	3	370	256
	南が丘	11,016	662	1	64	0	0	0	1	80	64
合計	9区域	161,123	8,321	58	5,420	34	3,310	3,398	24	3,820	2,022
久居地域	久居	22,429	1,358	10	1,119	6	600	659	4	580	460
	久居西	9,556	517	3	205	1	130	116	2	200	89
	久居東	11,650	727	3	243	1	120	107	2	200	136
合計	3区域	43,635	2,602	16	1,567	8	850	882	8	980	685
河芸地域	河芸	18,816	1,075	10	660	6	470	519	4	500	141
芸濃地域	芸濃	8,777	498	4	242	1	90	120	3	200	122
美里地域	美里	3,826	139	2	160	1	90	109	1	80	51
安濃地域	東観	11,133	457	5	320	1	150	154	4	300	166
香良洲地域	香海	5,102	230	2	181	1	80	91	1	130	90
一志地域	一志	15,297	739	5	452	2	220	254	3	320	198
白山地域	白山	12,150	406	2	280	1	170	143	1	160	137
美杉地域	美杉	5,299	63	2	31	2	90	31	0	0	0
総計	20区域	285,158	14,530	106	9,313	57	5,520	5,701	49	6,490	3,612

## 4 教育・保育の提供区域の考え方

### (1) 事業量の調整単位として適切な規模

教育・保育の提供区域は、小学校区・中学校区・行政区単位等の地域の実情に応じて定めることになるが、小学校区については、現在53校区あり、区域が狭小となる。

また、狭小な区域では、必要な教育・保育を提供するための施設の確保や整備等の調整が困難となることが想定されることから、中学校区並びに行政区（本庁・支所区域）による区域設定を検討する。

### (2) 現在の利用状況

現在の地域別、中学校区別の利用状況（上記3の利用状況表参照）によると、津地域と久居地域について、津地域には中学校は9校、久居地域には中学校は3校ある。

それぞれの地域内の中学校区での「未就学児童数」と「利用数」を比較すると、「利用数」が上回っているところや半数にも満たないところなど、校区内外での利用が進んでいることが伺える。

しかし、河芸地域から美杉地域までの8地域については、1地域に1中学校となっており、概ね旧行政区の単位での利用となっている。

## 5 教育・保育の提供区域の設定案

### (1) 河芸地域ほか7地域について

河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉の各地域については、現在の利用状況等や調整単位としての規模、合併前からの生活圏域等を勘案して、旧行政区単位で区域を設定します。

### (2) 津地域及び久居地域について

津地域及び久居地域については、校区が距離的に近く中学校区内外での相互利用が進んでいることから、区域の設定に当たっては単一の中学校区から範囲を広げた地域を検討する。

その際、人口規模や施設の数、これまでの生活圏域等を勘案して、検討を進める。

## 6 津市の中学校区別地域図

